健康フェスタ・食育フェスタ協賛事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、はちおうじ健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)が開催する健康フェスタ・食育フェスタの趣旨に賛同する民間企業等の協賛事業について必要な事項を定める。

(協賛事業)

第2条 この要綱において協賛事業とは、民間企業等が健康フェスタ・食育フェスタに賛同 し、協議会に協賛金等を支出し健康フェスタ・食育フェスタに参加することをいう。

(要 件)

- 第3条 協賛事業は、次の各号のいずれかに該当するものは実施できない。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2条に定める風俗営業に係るもの
 - (5) 政治性及び宗教性のあるもの
 - (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (7) 暴力団、暴力団員及び暴力団関係者(八王子市暴力団排除条例に基づく要件)
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、協賛事業に関して必要な基準として、協議会が別に 定めるもの

(審 査)

- 第4条 協議会の健康フェスタ・食育フェスタ実行委員会(以下「実行委員会」という。) は、次の事項について健康フェスタ・食育フェスタの内容にふさわしいかどうかの 審査を行う。
 - (1) 協賛を申し出た民間企業等の業種及び事業内容
 - (2) 前号に掲げるもののほか、協賛事業に関すること

(申し込み)

第5条 協賛事業を申し込む者(以下「協賛事業申込者」という。)は、所定の協賛事業申 込書を実行委員会委員長(以下「委員長」という。)に提出しなければならない。

(決 定)

第6条 委員長は、前条の申込書を受けたときは、実行委員会に諮り協賛事業の承認について決定し、書面により協賛申込者に通知する。

(協賛金の取扱い)

第7条 協賛事業の承認の決定を受けたものは、(以下「協賛企業等」)協議会が指定する期 日までに別表に定める金額又は物品(以下「協賛金等」という。)を納入しなければ ならない。

2 協賛金等は、原則として返還しない。ただし、協議会の都合により協賛事業等が 実施できなかった場合は、この限りではない。

(場所等)

第8条 健康フェスタ・食育フェスタ会場において各協賛事業を行う場所等は、協賛規模や その内容により実行委員会が決定する。

(協議)

- 第9条 協賛事業者は、事業の実施方法について実行委員会と協議しなければならない。 (取消し)
- 第10条 実行委員会委員長は、次のいずれかに該当する場合は、協賛事業等の承認の決 定を取消すことができる。
 - (1) 協賛企業等から取下げの申出があった場合
 - (2) 協賛事業等の内容が第3条に該当すると判明した場合
 - (3) 期日までに協賛金等の納入がない場合、又は協力等の提供を受けることができないと判明した場合
 - (4) 前条の協議が整わないとき
 - (5) その他協賛事業等として適当でないと認められるとき

(責 任)

- 第11条 協賛事業等(の内容)に関する責任は、協賛企業等が負うものとする。
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会が別に定める。
- 附 則 この要綱は、平成28年1月18日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成29年11月30日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和6年10月24日から施行する。

別表

	協賛金(1 企業)	出展料	合計
協賛企業等	20,000 円	20,000 円+設備費	40,000 円+設備費

- ※ 出展する企業等については、イベント参加も可とする。
- ※ 協賛のみの参加も可とする。ただし、出展のみ参加については不可とする。
- ※ 協賛金を物品代で納入を希望する企業については、実行委員会にて協議する。
- ※ 設備費は会場の状況等を考慮し、実行委員会にて協議する。